

用語	本文頁	語句説明
IHEAT (アイヒート)	17, 24	Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略で、地域保健法第21条に基づく、感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。 医師、保健師、看護師の他、歯科医師、薬剤師、助産師、管理栄養士等が、保健所等への支援を行うIHEAT要員として登録されている。
エボラ出血熱	3	エボラ出血熱はエボラウイルスによる急性熱性疾患であり、ラッサ熱、マールブルグ病、クリミア・コンゴ出血熱とともに、ウイルス性出血熱（Viral Hemorrhagic Fever：VHF）の一疾患である。 感染した患者の血液や体液との接触によりヒトからヒトへ感染し、致死率が高い。直近では平成26年（2014年）に西アフリカで流行がみられた。 エボラ出血熱は一類感染症に定められており、診断した医師は直ちに最寄りの保健所に届け出る。疑似症患者、患者、無症状病原体保有者のいずれであっても届出が必要である。
エムポックス	3	エムポックスは、「エムポックスウイルス」によって感染する病気である。これまでアフリカを中心とした一部の地域でみられる病気だったが、令和4年（2022年）5月以降、欧州、アメリカ地域を中心とした世界的な流行となり、同年7月にWHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言している。（その後、令和5年（2023年）5月に終了宣言が発表されている。） 発熱、リンパ節の腫れ、発疹が主な症状で、多くは2～4週間で自然回復するものの、小児例や、あるいは接触の程度、患者の健康状態、合併症などにより重症化することがある。 日本では四類感染症に定められており、診断した医師は直ちに最寄りの保健所に届け出ることが義務付けられている。
LTBI (エルティービーアイ)	29	潜在性結核感染症（Latent tuberculosis infection, LTBI）とは、結核感染を受けていると思われ、発病の危険性が大きく、服薬治療をした状態のこと。
感染症健康危機管理情報 ネットワークシステム	8	東京都感染症対策部、感染症指定医療機関、感染症外来診療協力医療機関、保健所、東京都健康安全研究センター等の関係機関が感染症に関する情報を迅速・的確に共有化することを目的として、東京都が運営する会員専用のシステム。通称「Knet」。

用語	本文頁	語句説明
感染症サーベイランスシステム	6, 8, 16	<p>国、都道府県及び保健所設置市が連携して、昭和56年7月から感染症発生動向調査が始まった。その後、昭和62年1月のコンピュータネットワークシステムを導入、平成11年4月の感染症法施行による感染症発生動向調査の法制化を経て、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への的確な提供・公開に役立てるため、NE S I D (National Epidemiological Surveillance of Infectious Diseasesの略)として、平成18年度より運用されてきた。</p> <p>今後の新興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とするため、発生届等の情報を医療機関・保健所・都道府県等の関係者間においてオンラインで共有するシステムとして、令和4年10月31日から感染症サーベイランスシステムの運用を開始した。</p> <p>感染症サーベイランスシステムでは、感染症法第12条から14条に基づく発生届等について、医療機関等は本システムへの入力によって保健所へ報告することが可能となった。また、令和5年4月1日より、医師が届出を行う場合には、本システムによる報告が努力義務化（厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は義務化）された。</p>
感染症指定医療機関	2, 4, 6, 13, 15, 17, 22, 23	<p>感染症法第6条に基づく、新感染症、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者に対する医療提供を担当する医療機関のことで、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関がある。</p>
感染症の診査に関する協議会	13, 29	<p>感染症法第24条に基づき、入院の勧告や入院期間の延長等について、必要な事項を審議するため、各保健所に設置される機関。</p>
感染症発生動向調査	8	<p>感染症法の第三章（感染症に関する情報の収集及び公表）各条に基づく施策として実施している、感染症の発生状況を把握するための調査のこと。医師等からの感染症の発生届の状況等を分析し、その結果を都民や医療関係者に提供、公開することにより、感染症の発生及びまん延を防止する目的で行っている。</p>
基幹地方感染症情報センター	6	<p>感染症法に基づく感染症発生動向調査の実施体制を整備するために定められた「感染症発生動向調査事業実施要綱（「平成11年3月19日健医発第458号厚生省保健医療局長通知）「第4 実施体制の整備」において、各都道府県、保健所設置市、特別区に1か所、地方衛生研究所等の中に地方感染症情報センターを設置するとともに、都道府県内の地方感染症情報センターの中で1か所を基幹地方感染症情報センターとすることとされている。</p> <p>都では、東京都健康安全研究センター内に基幹地方感染症情報センターとして、東京都感染症情報センターを設置している。</p>

用語	本文頁	語句説明
ゲノムサーベイランス	6	ゲノムサーベイランスとは、感染症の原因となる病原体や変異株の遺伝子学的特徴を解析し、病原体や変異株の流行状況を把握すること。 また、遺伝子学的特徴を利用して感染経路を特定するなど、集団感染が発生した際などに実施される疫学調査の一環としても行われる。
検体の採取	4, 12	感染症の原因等を明らかにするため、患者等から検査のための検体（血液、咽頭ぬぐい液、尿、便など）をとること。 感染症法第15条においては、感染症の発生を予防又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため、法に規定する全ての感染症について、任意の調査として、患者等に対し検体の採取に応じることを求めることができることとされている。 また、同法第16条の3においては、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症のまん延防止のため、当該感染症の患者等に対し検体採取の勧告等ができることとされている。
サーベイランス	2, 3, 6, 8, 16, 19, 28, 30	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。
指定感染症	1	既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、感染症法第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの。
新興感染症	1, 4, 5, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 16, 17, 19, 20, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 31	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
新型インフルエンザ	1, 3, 15	新型インフルエンザウイルスは、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが人に感染し、遺伝子に変異したこと等で人から人へと効率よく感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患を新型インフルエンザという。 このため、ほとんどのヒトは免疫を持っておらず、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性がある。
積極的疫学調査	12, 19, 22, 31	感染症法第15条に基づき、感染症の発生を予防し又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために、必要がある場合に行う調査。 保健所等の職員が、患者等の行動歴、喫食歴、濃厚接触者等について、患者等の協力を得て調査する。

用語	本文頁	語句説明
ゾーニング	26	感染症の病原体によって汚染されている区域（汚染区域）と、汚染されていない区域（清潔区域）を区分けすること。
DX (ディーエックス)	20, 21	デジタル・トランスフォーメーション (Digital Transformation) : ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
定点医療機関	8	感染症法第14条第1項に基づき、定点把握対象の感染症について、患者情報及び、疑似症情報を収集するため、都道府県が選定する指定届出機関。
デング熱	3	ヤブカ (Aedes) 属の蚊によって媒介されるデングウイルスによる感染症。比較的軽症のデング熱と重症のデング出血熱とがある。デングウイルスはフラビウイルス科に属し、4種の血清型が存在する。媒介蚊が生息する熱帯、亜熱帯で患者が多発しており、平成26年の夏季には輸入症例により持ち込まれたと考えられるウイルスにより150例以上の国内感染患者が発生した。デング熱は四類感染症に定められており、診断した医師は直ちに最寄りの保健所に届け出る。
DOTS (ドッツ)	29	「直接服薬確認療法 (DOTS)」は、Directly Observed Treatment Short-course の略で、結核の治療完遂のために患者の服薬を医療従事者等による直接確認などの方法で支援する治療法。
HACCP (ハサップ)	9	Hazard Analysis and Critical Control Pointの略で、食品等事業者自らが、食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因 (ハザード) を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。
入院勧告	3, 4, 13, 20	一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者に対し、感染症指定医療機関での良質かつ適切な医療を提供することにより早期に社会復帰させ、もって感染症のまん延の防止を図るため、感染症法第19条及び26条に基づき保健所が患者に対し感染症指定医療機関への入院を勧告するもの。
リスク コミュニケーション	9, 10	リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間で情報や意見のやりとり (相互作用プロセス) を通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動のことを言う。
流行初期医療確保措置	22, 23	感染症法第36条の9に定める、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う措置。流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。

用語	本文頁	語句説明
レジオネラ症	14	<p>レジオネラ属菌が原因で起こる感染症の総称。レジオネラ症はその臨床症状から肺炎型と風邪様症状のポンティアック熱型に大別される。これまでの報告例は肺炎型がほとんどであるが、ポンティアック熱型のレジオネラ症の集団感染も知られている。</p> <p>レジオネラ症は、四類感染症に定められており、診断した医師は直ちに最寄りの保健所に届け出る。患者、無症状病原体保有者のいずれであっても届出が必要である。</p>